

議案第三十五号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年六月六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の次に次の五条を加える。

（物件を保管した場合の公示事項）

第二十一条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
 - 二 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日時
 - 三 当該物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した物件を返還するため必要と認められる事項
- （物件を保管した場合の公示の方法）

第二十一条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場

所に掲示すること。

二 前号の規定による掲示に係る物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する掲示の期間が満了しても、なお当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（第二十一条の六において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を新聞紙又は杉並区広報紙に掲載すること。

2 区長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならぬ。

（物件の価額の評価の方法）

第二十一条の四 法第二十七条第六項の規定による物件の価額の評価は、取引の实例価格、当該物件の使用年数、損耗の程度その他当該物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した物件を売却する場合の手續）

第二十一条の五 法第二十七条第六項の規定による保管した物件の売却は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める契約の手續により行うものとする。

（物件を返還する場合の手續）

第二十一条の六 区長は、保管した物件（法第二十七条第六項の規定により売却した代金

を含む。）を当該物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該物件の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園法の一部が改正されたことに伴い、除却した物件の公示及び売却等に関し必要な事項を定める必要がある。